

宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業

優先交渉権者選定基準

(修正版)

平成29年3月1日

宇部市上下水道局

目 次

第1 本書の位置付け.....	1
第2 審査の進め方.....	1
1 資格審査.....	3
2 競争的対話.....	10
3 提案審査.....	10
(1) 基礎審査.....	10
(2) 総合審査.....	11
第3 審査結果の公表.....	12

第1 本書の位置付け

本優先交渉権者選定基準（以下「本書」という。）は、宇部市上下水道局（以下「市」とする。）が、実施する「宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業」（以下「本事業」という。）の設計、建設工事及び維持管理に関し、実施する事業者の募集・選定を行うに当たって、応募に参加しようとする者を対象に交付する募集要項と一体となるものである。

本事業を実施する事業者は、ポンプ場及び合流幹線管渠の設計・建設及び維持管理、栄川ポンプ場及び鶴の島ポンプ場の撤去（設計を含む）に係る専門的な知識やノウハウ、技術力等を有することが求められる。このため、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定に当たっては、設計・建設や維持管理などに関する提案内容、事業方針の妥当性・確実性、提案価格等の各面から評価を行う公募型プロポーザル方式を採用する。

本書は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者及び次点交渉権者を決定するため、要求水準書等の内容について応募者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

第2 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施する。

- ①資格審査：第一次審査として応募資格の有無を確認する。
- ②競争的対話：参加資格があるとされた者に対し、募集要項等についての理解を深め、提案内容が要求水準未達となることを防ぐことを目的に行う。
- ③提案審査：第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。

提案審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成される。「基礎審査」では、提案価格及び提案内容が要求水準等を満たしているか否かを確認する。「総合審査」では、提案内容（提案価格含む）を様々な視点から総合的に評価する。

審査のうち、①資格審査及び②競争的対話は市が行うものとし、③提案審査のうち総合審査は、「宇部市公共下水道玉川ポンプ場事業選定委員会」（以下「選定委員会」という）が実施する。

選定委員会は、学識経験を有する者等で構成され、選定委員会において決定した選定基準に基づいて提案内容の審査を行い、最優秀提案者を優先交渉権者として、次点提案者を次点交渉権者として選定する。市は、選定委員会による審査結果を踏まえ、最終的に優先交渉権者及び次点交渉権者として決定する。

なお、基礎審査において、応募者の提案内容が要求水準を満たさない場合には、当該応募参加者は失格となる。

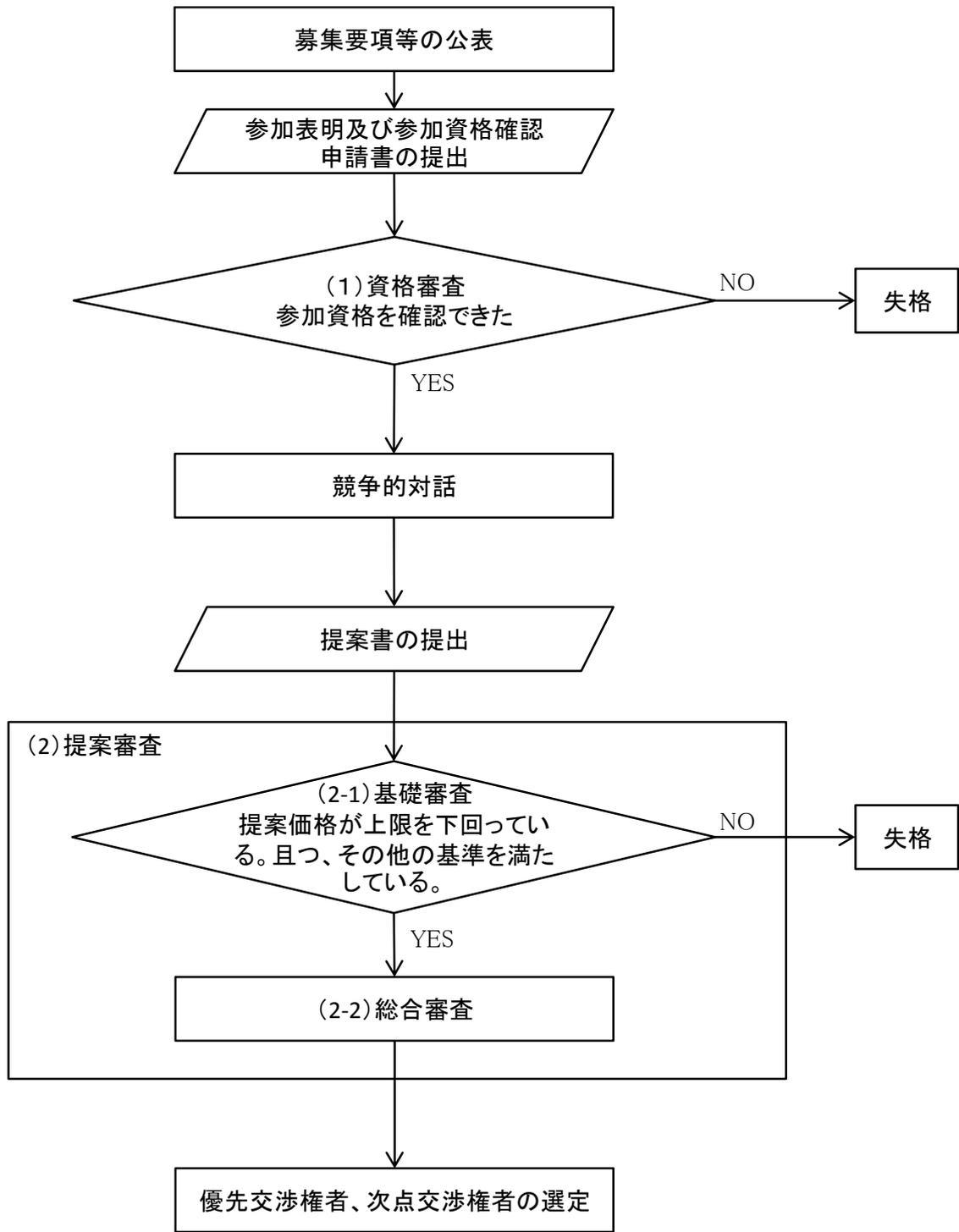


図1 審査の進め方

1 資格審査

資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類をもとに、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。資格審査は市が実施し、参加資格が確認できない場合は失格とする。資格審査における確認内容は、表 1.1～表 1.4 のとおりとする。

表 1.1 参加資格要件の確認内容（応募者等の構成）

確 認 内 容
<p>(1) 応募者等の構成</p> <p>応募者等の構成は、以下のとおりとする。</p> <p>① 応募者は、複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。</p> <p>② 本事業を実施する者として選定されたコンソーシアムは、基本契約の締結後、平成32年11月末日までに特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として宇部市内に設立するものとする。</p> <p>③ 応募者は、コンソーシアムを構成する企業（SPCに出資する企業のこと。以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び協力企業（建設等JVに直接参画する、又はSPCから直接に業務の委託・請負をするが、SPCには出資しない企業のこと。以下同じ。）の名称並びにそれらの者が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。</p> <p>④ コンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、代表企業は、建設企業又は維持管理企業のいずれかの企業とし、要件については、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>ア 建設企業の場合：募集要項 第3_4_（3）②ウ～カのいずれかの要件を満たす企業</p> <p>イ 維持管理企業の場合：募集要項 第3_4_（3）③イの要件を満たす企業</p> <p>⑤ SPCが発行する全ての株式は、コンソーシアム構成員により保有されなければならない。また、事業期間中の出資比率又は議決権比率の変更については、原則として認めるが、すべての株式を譲渡してコンソーシアム構成員がコンソーシアム構成員でなくなることは認めない。</p> <p>⑥ コンソーシアム構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業として重複参加できないものとする。</p> <p>⑦ コンソーシアム構成員2社及び協力企業2社並びにコンソーシアム構成員と協力企業が、それぞれ、次のいずれかの関係に該当する場合は、それぞれの2社は、別のコンソーシアム構成員又は協力企業として参加することはできないものとする。</p> <p>ア 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する2社の場合</p> <p>ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関</p>

係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2社の場合

ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ 以下のいずれかに該当する2社の場合

(ア) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合は、その支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合

(ウ) 一方の会社の電話・ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合

(エ) 一方の会社の本市応募に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合

エ その他事業者選定の適正さが阻害されると認められる場合

⑧ 資格審査書類の受付開始日以降、代表企業及びコンソーシアム構成員並びに協力企業の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員及び協力企業を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、第2_1(2)⑩に示す少なくとも3社については、変更せざるを得ない事情が生じた場合には、参加資格要件を満たすコンソーシアム構成員及び建設協力企業を補充し、市が参加資格等を確認し、変更を認める。

⑨ 資格審査書類の受付開始日以降、コンソーシアム構成員及び協力企業が第2_1(2)の参加資格要件を、又はコンソーシアム構成員が同(3)の参加資格要件を満たさなくなった場合、市に速やかに通知しなければならない。

(2) コンソーシアム構成員及び協力企業に共通の参加資格

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する事業者の欠格事由に該当しない者であること。

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

④ 資格審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、宇部市上下水道局建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- ⑤ 市が発注した本事業のアドバイザー業務を受託した株式会社N J S（旧社名「日本上下水道設計株式会社」）及び当該業務において上記の者と提携関係にある者（岩本法律事務所（東京都新宿区 代表弁護士：岩本昌子））並びにこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。
- ⑥ 事業者選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ⑧ コンソーシアム構成員及び協力企業のすべてが、法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- ⑨ コンソーシアム構成員及び協力企業のすべてが、宇部市税、山口県税に係る徴収金を完納していること。宇部市及び山口県に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村税（都税・特別区税）及び道府県税（都税）を滞納していない者であること。
- ⑩ コンソーシアム構成員及び協力企業のすべてが、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- ⑪ コンソーシアム構成員及びJV建設協力企業（協力企業のうち、建設等JVに参画する建設協力企業のこと。以下同じ。）の少なくとも3社は、宇部市内に本店が所在する法人であること。ただし、この宇部市内に本店が所在する法人は、資格審査書類の受付開始日の時点で会社設立後3年以上を経過していることが必要である。
- ⑫ 上記⑤から⑦までに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

表 1.2 参加資格要件の確認内容（応募者の要件「設計企業」）

確 認 内 容
<p>(3) 設計企業の要件</p> <p>① 企業の要件</p> <p>設計企業は、次のアからウまでの要件を満たしていること。複数の設計企業で業務を分担する場合は、アについては全ての設計業務を担当するコンソーシアム構成員が満たすものとする。イ及びウの要件については、各設計業務を担当するコンソーシアム構成員のうち少なくとも1社が満たすことで足りる。</p> <p>ア 「平成27・28年度宇部市入札参加資格」における「建設コンサルタント業務」の認</p>

定を受けていること。

- イ 建築士法第23条の規定による一級建築士事務所として登録を受けており、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士を有すること。併せて、平成13年度以降の公共下水道、流域下水道における排水能力が10m³/秒以上のポンプ場施設新設に係る実施設計業務及び平成13年度以降の公共下水道、流域下水道における合流式下水道緊急改善計画業務の履行実績を有していること。土木建築、機械及び電気の実実施設計実績全てを有することが必要だが、必ずしも同一の下水道施設の実績ではなく、別の下水道施設の実績を合わせることも可とする。
- ウ 平成13年度以降において、内径2,400mm以上のシールド工事及び中大口径推進工事に係る実施設計業務の履行実績を有していること。

② 配置予定技術者の要件

ア 管理技術者

- (ア) 管理技術者は、(3)①に係る参加資格要件を満たす設計企業から選出し、設計企業と公募資格審査書類の受付開始日以前に3か月以上の雇用関係にあり、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- (イ) 設計業務の履行にあたり、管理技術者を配置すること。また、施工技術者との兼任は、不可とする。なお、(3)①イとウの実績が2社となる場合、それぞれの参加資格要件を満たす設計企業から各々管理技術者を配置すること。
- (ウ) 設計及び施工期間における主要な会議には必ず出席すること。また、設計期間中においては、平日は当日中の連絡がとれるようにすること。
- (エ) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条に規定する技術士(総合技術監理部門(上下水道部門(下水道)又は上下水道部門技術士(下水道))あるいは社団法人建設コンサルタンツ協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)の資格保有者。
- (オ) 平成13年度以降の公共下水道、流域下水道におけるポンプ場施設新設に係る実施(詳細)設計業務の履行実績を有していること。
- (カ) 平成13年度以降において、内径2,000mm以上のシールド工事及び中大口径推進工事に係る実施(詳細)設計業務の履行実績を有していること。

イ 照査技術者

- (ア) 照査技術者は、(3)①に係る参加資格要件を満たす設計企業から選出し、設計企業と公募資格審査書類の受付開始日以前に3か月以上の雇用関係にあり、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- (イ) 土木、建築(建築機械、建築電気含む)、機械、電気のそれぞれの専門分野(職種)で照査技術者を配置すること。なお、専門分野(職種)の兼務は不可とする。
- (ウ) 管理技術者及び担当技術者との兼任は不可とする。また、施工技術者との兼任も不可とする。

<p>(エ) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条に規定する技術士（総合技術監理部門（上下水道部門（下水道）又は上下水道部門技術士（下水道））あるいは社団法人建設コンサルタンツ協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者</p> <p>ウ 担当技術者</p> <p>(ア) 担当技術者は、(3) ①に係る参加資格要件を満たす設計企業から選出し、設計企業と公募資格審査書類の受付開始日以前に 3 か月以上の雇用関係にあり、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。</p> <p>(イ) 土木、建築、建築機械、建築電気、機械、電気のそれぞれの専門分野（職種）で担当技術者を配置すること。なお、専門分野（職種）の兼任は不可とする。また、(3) ①イとウの実績が 2 社となる場合、それぞれの参加資格要件を満たす設計企業から各々担当技術者を配置すること。</p> <p>(ウ) 管理技術者との兼任は不可とする。なお、施工技術者との兼任は不可とする。</p> <p>(エ) 以下に示す要件を満たす技術者を配置するものとし、一人の技術者が以下の複数要件を満足していても良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 構造設計一級建築士の資格を有すること。 ii) 設備設計一級建築士の資格を有すること。 iii) 公共下水道、流域下水道におけるポンプ場施設新設に係る実施（詳細）設計業務の履行実績を有していること。 iv) 公共下水道、流域下水道における合流式下水道緊急改善計画業務の履行実績を有していること。 v) シールド工事及び中大口径推進工事に係る実施（詳細）設計業務の履行実績を有していること

表 1.3 参加資格要件の確認内容（応募者の要件「建設企業（コンソーシアム構成員）」）

確 認 内 容
<p>(4) 建設企業（コンソーシアム構成員）の要件</p> <p>① 企業の要件</p> <p>建設企業は、次のアからカまでの要件を満たしていること。複数の建設企業で業務を分担する場合は、建設業務を担当する全ての企業はア及びイの要件を満たすものとし、ウからカまでの要件については、各業務を担当するコンソーシアム構成員のうち少なくとも 1 社が満たすことで足りる。</p> <p>ア 建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 本事業において担当する工事の種類について、「平成 27・28 年度宇部市入札参加資格」の認定を受けていること。</p> <p>ウ 土木一式工事及び建築一式工事について、建設業法第 27 条の 2 3 の規定による経営事</p>

項審査の結果の総合評定値が、それぞれ1, 600点以上であること。なお、資格審査書類の受付開始日において有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること。また、経営事項審査の審査基準日が1年7ヶ月以上経過していないこと。併せて、土木一式工事について、平成13年度以降の公共下水道、流域下水道における排水能力が20m³/秒以上の合流式又は雨水ポンプ場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る本体工事の施工実績を有していること（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

エ 機械工事について、平成13年度以降の公共下水道、流域下水道における合流式又は雨水ポンプ場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）において、口径1,500mm以上で揚程15m以上の雨水ポンプ設備に係る製作及び施工実績を有していること（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

オ 電気工事について、平成13年度以降の公共下水道、流域下水道における合流式又は雨水ポンプ場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）において、非常用高圧発電機設備（1,000kVA以上）及び中央監視制御システムの施工実績（別工事での実績も可とする）を有していること（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

カ シールド工事又は推進工事について、平成13年度以降において、内径2,400mm以上のシールド工事又は中大口径推進工事の施工実績を有していること（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）。

② 配置予定技術者の要件

ア 建設企業は、現場代理人を1名配置するものとする。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者の兼任は可能とする。

イ 建設企業は、各工種（土木、建築、機械、電気）において、下表に示す基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を専任させるものとする。なお、専門工種（業種）の兼任は不可とする。

専門分野（職種）	主任技術者又は監理技術者の要件
土木工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主任技術者又は監理技術者は、(4)①ウの土木一式工事に係る参加資格要件を満たす建設企業から選出すること。 ・ 主任技術者は、建設業法又は技術士法に定める資格を有するものであること。 ・ 監理技術者は、「土木一式工事」に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。 ・ 合流式又は雨水ポンプ場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る本体工事の施工実績を有すること。
建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主任技術者又は監理技術者は、(4)①ウの建築一式工事に係る参加資格要件を満たす建設企業から選出すること。 ・ 主任技術者は、建設業法又は建築士法に定める資格を有するものであること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者は、「建築一式工事」に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。 ・ 合流式又は雨水ポンプ場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る本体工事の施工実績を有すること。
機械器具設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主任技術者又は監理技術者は、(4) ①エの機械工事に係る参加資格要件を満たす建設企業から選出すること。 ・ 主任技術者は、機械器具設置工事業に係る建設業法に定める資格を有するものであること。 ・ 監理技術者は、「機械器具設置工事」に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。 ・ 合流式又は雨水ポンプ場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）において、雨水ポンプ設備に係る製作及び施工実績を有していること。（製作及び施工実績を有していることについては、各々を別の技術者各1名ずつによる実績でも条件を満たす。）
電気工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主任技術者又は監理技術者は、(4) ①オの電気工事に係る参加資格要件を満たす建設企業から選出すること。 ・ 主任技術者は、電気工事業に係る建設業法に定める資格を有するものであること。 ・ 監理技術者は、「電気工事」に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。 ・ 合流式又は雨水ポンプ場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）において、非常用発電機設備及び中央監視制御システムの製作及び施工実績を有していること。（製作及び施工実績を有していることについては、各々を別の技術者各1名ずつによる実績でも条件を満たす。）
<p>ウ 応募建設企業と公募資格審査書類の受付開始日以前に3か月以上の雇用関係にあり、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</p>	

表 1.4 参加資格要件の確認内容（応募者の要件「維持管理企業」）

確 認 内 容
<p>(5) 維持管理企業の要件</p> <p>① 企業の要件</p> <p>維持管理企業は、保全管理業務及び運転管理業務等を実施する者であり、次のア及びイの要件を満たしていること。複数の維持管理企業で業務を分担する場合は、アについては全ての維持管理業務を担当するコンソーシアム構成員が満たすこととする。</p> <p>ア 国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。</p> <p>イ 平成13年度以降の公共下水道、流域下水道における下水道終末処理場（合流式）の維</p>

持管理の履行実績を有していること（契約が完了していない実績も認めるが、5年以上の履行実績を有するものに限る）。また、下水道法施行令第15条の3に該当する者を維持管理業務の総括責任者として専任できること。

② 配置予定技術者の要件

ア 総括責任者の要件

- (ア) 業務委託の現場代理人で、業務委託全体を総括する管理能力がある者
- (イ) 下水道法施行令第15条の3に規定する経験、資格を有する者
- (ウ) 下水道終末処理場（合流式または一部合流式）の運転操作業務において5年以上従事した経験を有する者
- (エ) 専任とする。但し、西部浄化センター維持管理業務との兼務は可とする。

イ 有資格者の配置

- (ア) 酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者
酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
又は第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者（労働安全衛生法）
 - (イ) 乙種第4類危険物取扱者（消防法）
 - (ウ) 第一種電気工事士又は認定電気工事従業者（電気工事士法）
 - (エ) 玉掛け技能者
玉掛け技能講習修了者（労働安全衛生法）
 - (オ) クレーン運転業務特別教育修了者（労働安全衛生法）
又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者（労働安全衛生法）
 - (カ) その他労働安全衛生法に係る必要な資格
- ウ 応募維持管理企業と公募資格審査書類の受付開始日以前に3か月以上の雇用関係にあり、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2 競争的対話

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、公募内容について市と応募者との齟齬を生じさせないようにすることと、提案における要求水準未達成を防ぐことの目的で、競争的対話を行う。

3 提案審査

(1) 基礎審査

基礎審査では、提案書類について、応募者からの提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。基礎審査は市が実施し、確認内容を満足できていない応募者は失格とする。

(2) 総合審査

総合審査では提案価格と提案内容の二つの面から評価を行う。提案価格の評価点が30点満点、提案内容の評価点が70点満点の合計100点満点で評価する。

総合評価点数（満点100点）＝提案内容評価の得点（70点）＋提案価格の得点（30点）
--

① 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、本市が本事業に対して応募者の創意工夫や技術力、ノウハウ等の発揮を大いに期待して設定したものである。

加点審査項目の配点及び評価内容等については別表に示す。

表 3.1 項目審査の分類と配点

分 類		配点
I 事業計画及び実施体制・実績に関する事項	1.事業実施方針	20
	2.事業計画	
	3.事業実施体制	
	4.応募者の実績	
	5.各業務実施体制と業務担当者の実績	
	6.リスク管理に関する提案	
	7.モニタリングに関する提案	
II 設計・建設及び施設能力に関する事項	1.調査・設計に関する提案	40
	2.整備計画に関する提案	
	3.施工・工程計画に関する提案	
	4.工事管理に関する提案	
	5.地域経済への貢献に関する提案	
	6.環境配慮に関する提案	
	7.災害及び事故対応に関する提案	
	8.その他の提案	
III 維持管理に関する事項	1.維持管理・運営計画、マニュアル・計画書等の整備運用に関する提案	10
	2.運転管理に関する提案	
	3.保守点検に関する提案	
	4.西部浄化センターと一体的な維持管理とした場合の維持管理・運営計画に関する提案	
	5.その他の提案	
① : I～IIIの提案項目の計（提案内容点）		70
② : IV提案価格に関する提案（価格点）		30
合計（①+②）		100

② 提案内容の評価

応募者から審査においては、別表の審査項目ごとに審査を行い、表 3.2 内容評価の審査項目の得点化方法に基づき審査委員会が得点を付与する。

表 3.2 内容評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	当該評価項目において、特に優れている	配点×1.00
B	当該評価項目において、優れている	配点×0.75
C	当該評価項目において、やや優れている	配点×0.50
D	当該評価項目において、要求水準を満足している（標準）	配点×0.25
E	当該評価項目において、要求水準を満足しているが物足りない	配点×0

なお、得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

③ 提案価格の得点化方法

提案価格については、以下の方法で得点を算定する。

- 見積参加者中、提案書に記載された提案価格が最低である者を1位とし、価格点の満点である30点を付与する。
- 他の見積参加者の価格点は、1位の価格（最低提案価格）との比率により算出する。
- 「評価価格」は、現在価値でなく実額を用いる。
- 価格の点数化では、小数点以下第3位を四捨五入して、第2位までの値を使用する。

$$\text{価格点} = \text{価格点の満点} \times \text{最低提案価格} / \text{当該提案価格}$$

(算出例)

Aグループ：提案価格150億円（見積参加者の中の最低価格）

価格点 30.00点

Bグループ：提案価格170億円

価格点 $30 \text{ 点} \times 150 \text{ 億円} / 170 \text{ 億円} = 26.47 \text{ 点}$

④ 総合評価

本市は、選定委員会の総合評価点（内容点と価格点の合計）の算定結果からの優秀提案選定を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

ただし、総合審査の結果が同点となった場合には、提案内容の評価点が高い応募者を優先交渉権者とする。

第3 審査結果の公表

審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要については市上下水道局の公式ホームページにて公表する。